



『都筑区まちの先生』って？

ご自身が持っている様々な知識や技術、いままでの経験を地域で役立てたい・協力したいと考えている方に、ボランティアとして登録いただき、区民活動センターを通して自治会・町内会や地域の施設、活動団体等にご紹介する制度です。

- ◆営利・宗教・政治的な活動はご紹介、ご登録できません。
- ◆個人へのご紹介は行っておりません。

地域で
何かしたい！

知識・経験を
活かしたい！

イベントを
もりあげたい！

講座を
開催したい！

学びたい！

英会話

ヨガ

体操

折り紙

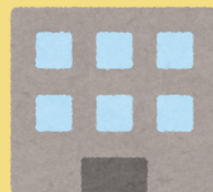
おつなぎします！

都筑区民活動センター

登録

相談・依頼

自治会・町内会、
子ども会、シニアクラブ、
イベントの実行委員会など



地区センター
コミュニティーハウス
などの施設

お問い合わせ

都筑区民活動センター

横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区役所1階

電話：045-948-2237 メール：tz-katsudo@city.yokohama.lg.jp

都筑区民活動センター
ホームページ

>>>





「都筑区まちの先生」制度

を活用しよう！

まちの先生

1 相談する



知識や経験を活かして地域でボランティアとして活動したいと思ったらご相談ください

2 プログラムを考えてみよう



時間や場所、対象者を想定して提供できることを「プログラム」として考えてみよう。ご依頼者に用意してほしいものや、使用する材料やテキストなどにかかる費用[材料費も考えてみよう。

3 審査が通れば登録完了です



登録には審査があります。考えたプログラムと申請書類をセンターに提出して登録申請。審査に通れば登録が完了します。完了したあとは依頼を待ちます。

4 依頼の条件を確認



センターからの打診があれば日程、内容、その他条件（謝金など）を確認します。依頼を受けてもよい場合は、直接依頼元と依頼内容とお互いの条件について詳しく確認します。

5 いよいよ活動



依頼内容に基づき活動します。活動後は活動報告書をセンターに提出して活動終了です。

自治会・町内会、地域の施設など

1 相談する



「イベントを盛りあげてほしい」、「講座を開催したい」、など誰かにお願いしたいと思ったらまずはセンターにご相談ください。「まちの先生」の一覧をご覧ください。

2 「まちの先生」を決めて依頼する



活動依頼書にイベントの開催日時、テーマ、内容、対象、人数、謝金などの条件と、ご希望する「まちの先生」を記入して提出します。

3 センターを通して打診



ご希望の「まちの先生」にセンターがご依頼の内容を打診します。条件が合い、依頼を受けていただける場合は「まちの先生」の連絡先をお伝えします。

4 「まちの先生」と事前に確認



「まちの先生」と直接連絡をとり、事前に詳しい内容やお互いの条件を確認します。当日の内容、場所、設備、必要機材や資料、その他の準備品、交通手段や謝金について確認します。

5 イベント・講座の実施



イベント・講座を実施します。実施後は利用報告書をセンターに提出して終了です。